

第 4 章

ASEAN 自由貿易協定の法構造

はじめに

ASEAN は、一般に地域的国際機構として理解されているが、一般的な意味での国際機構の体裁を整えているとは言い難い部分がある。設立文書などの基本文書は法的形式を持たない「宣言」の形式をとったものが多く、またその機構も、委員会制度や事務局の設置があるものの、閣僚会議や加盟国の国内事務局の権限が強く、ASEAN 自体が独立の行為主体として行動するにいたっていない。このような実体を西欧的な法観念からみると、その国際組織法上の性格は、非形式的で「生起しつつある法的枠組み」として、いわば未熟な機構として捉えられる⁽¹⁾。このような状況は、加盟諸国の主権を最大限尊重する緩やかな連合体を維持しようとする意思の表れといえよう。

実際、ASEAN は必ずしも統一した明確な目的をもたずに設立され、その後の状況に対応して徐々にその活動の範囲や組織基盤を加盟国のコンセンサスによって固め、言い換えれば、小さなブロックを積み重ねたものといわれている⁽²⁾。「冷戦」終結による政治的・軍事的な東西対立の解消は、従来にも増して国家間関係における経済問題をより重要にした。そうした状況は、当然に ASEAN 諸国にとっても、経済問題に関する新たなコンセンサス形成の重要な契機となった。加えて近年の ASEAN 諸国の経済発展にはめざましい

ものがあり、欧米諸国との間の摩擦が増加していることから、域内経済協力の強化・発展は急務だったといえよう。

こうしたなかで、1992年1月28日、シンガポールで開催された第4回ASEAN首脳会議において、「ASEAN自由貿易地域のための共通特惠関税制度に関する協定」(Agreement on the Common Effective Preferential Tariff (CEPT) Scheme for the ASEAN Free Trade Area (AFTA)：以下、ASEAN自由貿易協定と省略)⁽³⁾、および、ASEAN経済協力強化の枠組み協定(Framework Agreement on Enhancing ASEAN Economic Cooperation：以下、枠組み協定と省略)が締結され、1993年1月1日から実施された。ASEAN自由貿易協定は、従来実施されていた特惠取極よりも加盟国の義務を明確に規定し、緩やかな連合体としてのASEANの質的変化をもたらす可能性を有している。本章では、このASEAN自由貿易協定を通して、ASEAN諸国間の協力体制強化の現状とその国際貿易秩序における位置づけを明らかにしたい。

I ASEAN自由貿易協定の成立とその背景

1. 成立までの経緯

ASEANでは、1970年代半ばになり、これまで積み上げてきた合意の総体を再検討しようとする合意が成立し、さらに経済発展、すなわち強い経済が国内的な不安定を除去し、共産勢力の脅威に対抗し得るとの認識に基づいて域内の経済協力を促進しようとする動きも現れた⁽⁴⁾。そうした状況に対応して打ち出されたのが、1976年のバリ首脳会議で採択された「ASEAN協調宣言」(Declaration of ASEAN Concord)⁽⁵⁾、およびそれに基づいて締結された「東南アジア友好協力条約」(Treaty of Amity and Cooperation in Southeast Asia)⁽⁶⁾であった。ASEAN協調宣言は、加盟国間の経済的、社会的、文化的、政治的協力の拡大を規定していたが、経済的協力については、他の分野

と比較して詳細に規定され、そのB3(ii)項で、ASEAN諸国間の特恵貿易取極の確立が謳われた。東南アジア友好協力条約は、第6条で地域の経済成長の促進が、第7条では締約国間の経済協力の強化が規定されている。

ASEAN協調宣言を受けて、1977年2月24日には、ASEAN特恵貿易協定(Agreement on ASEAN Preferential Trading Arrangements: 以下ではPTAと省略)⁽⁷⁾が締結され、域内の特恵貿易体制の確立に乗り出した。PTAは、基礎産品(特にコメおよび原油)、ASEAN産業プロジェクト対象品目、域内貿易拡大のための産品、そして加盟各国が合意する一定の品目について(4条)、関税特恵および非関税特恵(長期数量契約、特恵的購入支援融資、特恵的政府調達等: 3条)を相互に認め、域内貿易の増大を目指すものであった。しかし、特定の産品の自由化(特恵待遇の供与)や特恵マージンは各国間の交渉によって決定されることとされ(5~8条)、PTAの履行によって自動的に域内の自由化が達成されるものとなっていなかった。さらに、合意された関税引下げの幅は小さく、対象品目もASEAN諸国間の貿易全体からみると少なく、まったく取引されていなかったり、ASEAN諸国が競争力を有していない産品などによる水増しもみられた。関税ゼロまたはゼロに近い産品の中には、除雪機や原子炉など、ASEAN諸国で利用されないもの、あるいは製造できないものがあつたほどである⁽⁸⁾。

こうした状況は、さまざまな提案がなされたにもかかわらず遅々として改善されなかったが、1987年12月、マニラで開催された首脳会議において、状況改善のため「PTA特恵関税拡大の改善に関する議定書」(Protocol on Improvement on Extension of Tariff Preferences under the ASEAN Preferential Trading Arrangement: 以下、議定書と省略)⁽⁹⁾、「非関税障壁に関する覚書」(Memorandum of Understanding on Standstill and Rollback on Non-Tariff Barriers among ASEAN countries: 以下、覚書と省略)⁽¹⁰⁾が署名された。これらの目的は、PTAに基づく関税特恵拡大の改善、非関税障壁の凍結と削減である。

議定書は、除外品目数を5年間でPTA諸国間の貿易品目数の10%未満に

減少させ、かつ除外品目の価額が ASEAN 諸国間の貿易額の50%未満とすることによって、PTA 対象品目の拡大をはかりとした (II. 2)。また、特惠マージンを、現在 PTA 制度の下にある品目については50%、新たに PTA の対象とする産品については最低25%とすることを義務付けた (II. 4, 5)。

覚書は、加盟国による新たなあるいは追加的な非関税措置の導入を禁止し (I. 1, a)、既存の非関税障壁の削減を義務付けた (I. 1, b)。もっとも、ガットに適合する非関税障壁については、ASEAN 諸国に対する特惠的扱いを認めることによって、例外として義務を免れることが可能となっている (III. 6~9)。

しかし、こうした改革も必ずしも規定通り実施されない国もあり⁽¹¹⁾、さらに PTA の改革が実施されたとしても、特惠関係の限界、すなわち域内諸国間における関税その他の障壁が維持されるため、ASEAN 諸国の経済発展にとって十分ではなかった。そうした状況であっても、域内経済協力の促進に向けた加盟国の姿勢を示したマニラ首脳会議は、自由貿易地域設立にとって重要な意義を有している。それは、PTA の拡大を通して、関税水準や発展段階が大きく異なっていた加盟国間の調整を可能とし、それによって ASEAN 自由貿易地域設立の基盤を準備したものとさえいえる⁽¹²⁾。

その後の検討の結果、1992年1月28日、シンガポール首脳会議において、「シンガポール宣言」(Singapore Declaration)⁽¹³⁾が採択され、枠組み協定および ASEAN 自由貿易協定が署名されたのである。

2. ASEAN 自由貿易協定成立の背景

当初は緩やかな連合体としてスタートした ASEAN は、経済協力の重要性を常に明確に表明しながら、特惠関係の確立 (PTA の実施) に止め、依然として強固な義務を設定して経済統合に進むことはなかった。それが1980年代の後半、PTA 実施の10年目になってその強化を図り、さらに相互の貿易障壁を撤廃して自由貿易地域を形成する方向へ進んだ背景には、いくつかの内部

的・外部的要因がある⁽¹⁴⁾。

まず、内部的な要因としては、第1に、ASEAN諸国の経済発展が進み、加盟国間の経済格差の縮小があげられる。シンガポールは、比較的早い時期から韓国、台湾、香港とともにアジアNIEsの一つに数えられていたが、80年代後半になると、タイやマレーシアなども外国資本の導入もあって工業製品の輸出国として急成長した。こうした域内諸国の発展は、域内の経済格差を縮小し、従来では困難であった自由貿易協定の締結を容易にしたといえよう。第2に、経済発展にともなって、加盟諸国内の規制緩和や自由化が進み、自由貿易協定の合意を容易にした。第3に、以上のような規制緩和や自由化が進むと、逆にこれまで表れなかった発展や投資の阻害要因が顕在化し、それに対処するための新たな協力の必要性が認識されたのである。

外部的要因としては、国際貿易環境の変化が重要である。1980年代は、世界的な経済停滞のなかで先進国の保護主義化が進み、ASEAN諸国からの輸出は、欧米諸国の反ダンピング手続その他の輸入制限措置の対象とされた。この間に地域経済統合の流れが強まり、1983年にはニュージーランドとオーストラリア、1985年には米国とイスラエル、1988年には米国とカナダの間の自由貿易協定が締結されている。ECも、1986年に単一欧州議定書を採択し、1993年からの単一欧州市場の実現に向けて動きだしていたし、さらに1988年の米加自由貿易地域にメキシコを加えた北米自由貿易協定の議論も始まっていた(1993年に調印)⁽¹⁵⁾。また、1986年に開始されたウルグアイ・ラウンドは、基本的に米—EC間の議論を軸に進められ、途上国の発言権が十分に保証されていなかった。そのウルグアイ・ラウンドも米—ECの対立で行き詰まりの状態にあり、将来の貿易秩序の不透明感は、高まるばかりであった。

こうしたなか、1990年12月にマレーシアのマハティール首相は、東アジア経済グループ(EAEG)の設立を提唱し、日本や韓国なども巻き込んでASEAN諸国の立場の強化をはかろうとしたのである。米国の反発や日本の消極的な姿勢のためか、翌1991年10月のASEAN経済閣僚会議は、マハティール首相の提案よりも緩やかな東アジア経済協議体(EAEC)の設立を提案し

た⁽¹⁶⁾。これに対しても米国の反発や日本の消極姿勢がみられ、ASEAN にとって自由貿易協定による域内経済統合の促進は、重要な課題として認識されたのである⁽¹⁷⁾。

さらにもう一つの外部的要因として、投資の問題がある。中国の市場経済化の進展、ならびに東欧諸国の民主化は ASEAN に対する外国投資の減少を招く要因となり、その結果、ASEAN 地域が投資先として魅力ある環境を整備する必要が生じた。そのため、投資規制の整備・緩和と同時に統合による市場規模の拡大が必要とされたのである⁽¹⁸⁾。

II ASEAN 自由貿易協定の内容と評価

ASEAN 自由貿易協定は、その前文で ASEAN 協調宣言以来の経済協力促進の流れを確認しながら(2項~4項)、特惠貿易取極めの有効性とさらなる協力を謳っている(6項, 7項)。その目的は、ASEAN 自由貿易地域の創設を通じて域内の貿易・投資の自由化をはかり、それによって地域の経済成長を達成することである(7項)。ASEAN 事務局の説明によれば、関税や数量制限の撤廃によるスケールメリットの確保、世界市場での ASEAN 産業の効率化と競争力の確保、そして外国投資と域内貿易の拡大をはかることが ASEAN 自由貿易協定の目的とされている⁽¹⁹⁾。そして自由貿易地域を創設するための制度が、共通特惠関税制度(CEPT)である。

CEPT は、その対象範囲を原則として資本財や農業加工品を含むすべての工業製品とした(3条)。農産物は対象から除外されるが(同条)、それは、HS 分類の1章から24章に分類された未加工農産物および関連する他の HS 分類の未加工農産物、ならびに形態の変化が最小限の単純な加工を受けた製品と定義されている(1条7項)。

除外品目には農産物の他、一時的除外と一般的除外が認められた。各国で直ちに CEPT の対象とするのが困難な製品については、一時的に除外品目と

することが認められる。その場合、除外品目は、HS分類の8桁もしくは9桁のレベルで特定されなければならないが、8年後に見直しをすることとされた(2条3項)。この見直しでは、除外品目を減少させる方向で努力が行われ、その後7年以内に関税率を0～5%に引き下げるものとされている⁽²⁰⁾。一般的除外は、安全保障の維持、人間や動植物の生命および健康の保護、芸術的・歴史的・建築学的価値のある物品の保護に必要な措置を認めるものであり(9条)、ガット第20条、21条の規定とほぼ同様のものである。

また、CEPTの適用を受けるASEAN産品は、その40%以上がASEAN域内で生産されたものでなければならない(2条4項)。

関税引下げのスケジュールは、各産品の現行関税率に従って規定されている。まず、関税引下げのスケジュールは、1993年1月1日から開始され、現行関税率が20%を超えるものは、5年から8年の期間で20%以下に引き下げ(4条1項(a))、その後7年以内に0%から5%に引き下げなければならない(同(b))。現行関税率が20%以下のものは、10年以内に0%から5%に引き下げなければならない(同(c))⁽²¹⁾。

このように、ASEAN諸国間の関税率は15年以内に0～5%に引き下げられることになるが、加盟国が上記の期間を自らの判断で短縮することも認められている(同条3項)。スケジュールに従って20%以下に引き下げられた関税率は、自動的に譲許されたものとして扱われる(同条2項)。さらに、シンガポール宣言(5項)で早期引下げ計画が導入されており、15品目については、現行関税率が20%を超えるものは10年以内に、20%以下のものは7年以内に0～5%に引き下げられることとなった⁽²²⁾。

非関税障壁の撤廃については、数量制限は当該産品に適用される譲許が与えられた段階で撤廃し(5条A1項)、その他の非関税障壁は、5年以内に漸進的に撤廃されなければならない(同条A2項)。また、ガット第18条およびIMFの関連規定で認められた締約国の権利を害さないことを条件に、CEPT対象品目の支払いに関しては、外国為替規制の適用を除外し(5条B項)、為替規制による貿易障壁の排除をはかっている。

以上の自由化措置の他、ASEAN 自由貿易協定は、緊急輸入制限措置（6条）、協定実施のための機関の設立（7条）、協議および紛争処理（8条）について規定している。

緊急輸入制限は、輸入増加による国内産業の損害を防止または救済するためのセーフガード措置（6条1項）と、国際収支擁護のための輸入制限措置（同条2項）の二つが認められている。ガットも第19条と第12条で同様の規定をしている。1項のセーフガード措置については無差別に適用すべきことが規定され、これら二つの緊急措置を採用する場合は、第7条に規定されたAFTA理事会に遅滞なく通報することが義務付けられ、また第8条に従った協議を受け入れなければならない（同条3項）。

第7条によって設立されるAFTA理事会は、各加盟国から指名された各1名の閣僚級の構成員とASEAN事務局長を加えた7名で構成される。その任務は、協定実施の監視、調整および審査である⁽²³⁾。理事会は、任務の遂行にあたって事務局および上級経済専門家会議（SEOM）の補佐を受ける。事務局は、理事会を補佐すると同時に、協定に関連する事項についてASEAN経済閣僚会議を補佐し、協定の実施を監視し、SEOMに報告する。したがって、実際に通常の協定実施における調整および監視の任務を遂行するのは、主に事務局となろう⁽²⁴⁾。

協定の実施に影響を与える問題が生じた場合、まず当事国間の協議が求められ、その協議において満足すべき解決が得られなかった場合、AFTA理事会は、経済閣僚会議に指針を求める（8条1項）。加盟国は、他の加盟国が義務を履行せず、その結果自国の利益が無効化もしくは侵害されたと判断する場合に、その問題の満足すべき調整をはかるために関係国に対して抗議または提案することができる。それを受けた関係国は、適切な考慮を払わなければならない（同条2項）。さらに加盟国間で解釈または適用について紛争が生じた場合、可能な限り当事国間で友好的に解決されなければならない、解決されない場合は、理事会に問題を付託し、さらに必要な場合には、経済閣僚会議に付託しなければならない（同条3項）。

以上が ASEAN 自由貿易協定の概要であるが、以下でいくつかの問題を指摘しておきたい。

まず、除外品目の容認である。確かに、8年後の見直しで除外品目の削減に努力するとされているが、1993年10月における除外品目は総数で3321品目、国別では0から1654品目(HS 9桁)となっており⁽²⁵⁾、PTAに比較しても少なくない数である⁽²⁶⁾。これは、制約となる要件が協定で規定されていないことによるものであろう。PTA 自体、除外品目の多さが問題とされ、結果として低い評価しか与えられなかったことを考えると、CEPTにおいても同様の結果となる可能性もある。除外品目を設けるにしても、より厳格な要件を規定し、その容易な適用を避ける必要があったように思われる。

とはいえ、PTAと比較すると、原則として対象品目が確定しており、例外的に除外が認められるというように、原則と例外が逆転している点は、前進として評価できるだろう⁽²⁷⁾。

次に問題となるのが、非関税障壁の意味である。ASEAN 自由貿易協定の第1条2項は、「“非関税障壁”とは、加盟国間の製品の輸出入を効果的に禁止または制限する関税以外の措置を意味する」と規定している。通常、基準認証制度もその内容如何で非関税障壁の一つに数えられ、そうした前提に立つならば、これらの規制は5年以内に撤廃されなければならないことになる。1987年のPTA改善を目的とする覚書でも、同じ定義を用いながら(I.c)、ガットに反する非関税障壁のみならず、ガットに違反しないものも含まれるとし(II.2)、その付属書Iで基準認証制度(III.技術的障壁)や製造、表示、梱包規制(IV.特定の規制)等が例として挙げられている。

しかし、非関税障壁の撤廃を規定する第5条A項に続いて、その他の分野での協力を規定するC項では、規格の調整や認証制度の相互承認などを投資規制の撤廃やマクロ経済政策の調整、あるいは競争ルールと同列に並べている。C項は、貿易自由化を補助し、完成させるための協力を探求すると規定しているため、それらはA項でいう非関税障壁に含まれないという解釈も成り立つ。さらに、投資規制における国内産品利用要求などの貿易関連投資措

置も非関税障壁と見られており、第5条のA項とC項の関係をどのように理解するかによって、締約国間に対立が発生する可能性がある⁽²⁸⁾。換言すれば、非関税障壁を問題とする場合、国境措置に限定するのか、あるいは国内措置もある程度対象とするのかを明確にする(国内措置の範囲の明確化も含む)必要がある。

第3に、組織上の問題としてAFTA理事会の位置付けがあげられる。ASEAN自由貿易協定は、閣僚級の代表とASEAN事務局長によって構成されるAFTA理事会を設置したが、緊急措置の通報を受けることと紛争処理の際に行動をとる以外、理事会の役割を具体的に規定していない。たとえば、事務局は、理事会が協定の履行を監視、調整および審査するのを補助すると規定しているが(ASEAN自由貿易協定第7条1項二文)、事務局が協定の履行を監視し報告を行うのは上級経済専門家会議に対してであり(同条3項)、その後の手続については何も規定していない。上級経済専門家会議も理事会を補佐すると規定しているが(同条1項三文)、何をどのように補佐するのか全く規定されていない。その結果、AFTA理事会が協定の履行を監視、調整および審査をするにしても、どのような形で行い、それがどのような意味を有するのか不明である。

さらに紛争当事国間の協議によって問題が解決しない場合、AFTA理事会は、経済閣僚会議に指針を求める規定をしており(第8条1項)、また締約国間の友好的な解決がはかられない場合も、理事会に問題を付託し、もし必要ならば経済閣僚会議に付託すると規定している(第8条3項)。そうした規定から、AFTA理事会が経済閣僚会議の下部機関となることを意味するのか否かが問題となり、もし下部機関であるならば、閣僚級の構成員を持つ理事会を設立した意味が不明になろう⁽²⁹⁾。

第4は、協議および紛争処理についてである。ASEAN自由貿易協定は、全10カ条で構成されているが、ヨーロッパ経済共同体(EEC)を設立したローマ条約が全248カ条、米加自由貿易協定が全151カ条で構成されているのと比較して非常に少なく、不明確な部分が多くある。ASEAN自由貿易協定の説

明のため ASEAN 事務局が発行した『AFTA リーダー』⁽³⁰⁾は、質疑応答の形式を採っているが、その解答の多くは規定と注解の記述をそのまま繰り返しているに過ぎない。そのため、実際の運用にあたっては、上述の問題を含めて多くの問題が発生するだろう。

そうした状況の下で、協議や紛争処理の規定は重要である。ローマ条約や米加自由貿易協定の場合、裁判所または紛争処理パネルの手続が規定されているのに対して、ASEAN 自由貿易協定にはそうした手続が存在しない。規定にあるのは、加盟国の協議義務と理事会または経済閣僚会議への付託だけで、付託された後どのような手続を経て解決をはかるのかは明確になっていない。付託後、理事会は他方当事国の反対があっても問題を処理し得るのか、理事会または経済閣僚会議がなんらかの解決策を提示できるのか、あるいは、当事国間の協議に際して調整機能のみにその権能が限定されるのか、議論が分れる可能性があるだろう。もちろんガットでもそうであったように、実施の過程で徐々に手続が形成される可能性は否定できないが、初期の段階で、この協定の紛争処理機能が十分な役割を果たすことは困難であろう。

1976年の東南アジア友好協力条約では、第4章に紛争の平和的解決が規定されている。そこでは、紛争当事国の合意を条件に(16条)、閣僚級の代表によって構成される理事会による事態の認定や当事国に対する周旋、仲介、審査または調停の勧告が規定されており、理事会自身も仲介、審査または調停を行うことができ、紛争や事態の悪化を防止するための適切な措置を勧告できる(第15条)。これと比較すると、ASEAN 自由貿易協定の紛争処理規定は、協議義務を規定しているものの、当事国の合意の必要性如何を含めて手続全体の不明確さは否めない。ASEAN が設立当初からの緩やかな連合体としての性格を維持しようとしているならば、友好協力条約の規定も合わせて考慮し、加盟国間の合意形成を重視した紛争処理規定でもよいだろう。しかし、自由貿易地域を形成するためにより強固な統合をはかり、加盟各国が具体的義務を負担しようとするならば、より明確で実効性のある紛争処理手続の形成は、不可欠である⁽³¹⁾。

III ガット体制における ASEAN 自由貿易協定

ASEAN 自由貿易協定が締結された段階では、ブルネイを除く 5 カ国がガット加盟国であったが、最後のブルネイが1993年12月9日にガットに加盟したことにより、現在の ASEAN 加盟国は、すべてガット加盟国となった。ガットは一般的最恵国待遇原則を採用しており、原則として一部の締約国間で特惠待遇を与えあうことを禁止している。したがって自由貿易地域の形成は、このガットの基本原則に反することになる。

しかし、ガットは、最恵国待遇原則について三つの例外を認めている。一つは、イギリスを中心としたコモンウェルス諸国間やフランス連合の特惠関係など、主に旧植民地関係等の歴史的関係に基づく特惠であり、これは第1条2項および付属書で特定されている。二つ目は、第24条4項以下で規定されている関税同盟と自由貿易地域に関する例外であり、三つ目は、発展途上国のために認められた例外である。ASEAN 自由貿易協定との関係で問題となるのは、後の二つの場合である。

1. ガット最恵国待遇原則と自由貿易協定

1992年12月の ASEAN 法協会の第6回総会で提出されたペーパーには、フィリピンの代表から、第24条によって ASEAN 自由貿易協定が正当化されるという見解が示されている⁽³²⁾。ここではまず、ガットにおける地域経済統合とその観点からみた ASEAN 自由貿易地域について検討する。

ガットは、第24条4項で、締約国が任意の協定によって経済統合の促進と貿易の自由化をはかることを望ましいものとして、関税同盟と自由貿易地域の形成を容認している。同時にその目的は、構成国間の貿易を容易にすることであって、域外諸国に対する障壁を高くすることではないとも規定した。

関税同盟は、構成国間で関税その他の貿易障壁を撤廃し、共通の関税および通商規則を実施するもので、構成国にとっても域外国にとっても単一の市場が形成されることになる。それに対して自由貿易地域は、構成国間で貿易障壁を撤廃するが、域外の第三国に対しては各構成国がそれぞれ独自の関税や通商規則を適用する。したがって、構成国にとっては単一市場が形成されるが、域外国にとっては、基本的に従来と変化がない。もちろん域外国にとっても域内経済の活発化によって域外からの輸入が増加する場合や自由貿易地域に進出し、現地生産をする場合には、市場拡大のメリットを享受することが可能である。

一般に、自由貿易地域と関税同盟は統合段階が違うもの、つまり自由貿易地域は、後に関税同盟へと発展する前段階と理解されている⁽³³⁾。たしかに、ECの拡大過程をみると前段階で自由貿易協定を締結し、その後にEC加盟(関税同盟の形成)という過程を辿っている場合がみられる。しかし自由貿易地域の形成が必ずしも関税同盟にいたるというものではない。国家は、市場拡大のメリットを享受しながらも、独自の関税制度や通商規則の維持、あるいは通商政策の決定権を維持したいと考える場合も多い。関税同盟の形成は、そうした国家の管轄権をかなり制限することになり、さらにヨーロッパ連合(EU)の例でも明らかなように、通貨、投資、あるいは労働その他の社会政策の調整や統一を加速することになる。

ECは、ACP(アフリカ、カリブ、太平洋地域)諸国や地中海諸国との間で自由貿易協定を締結しているが、現在のところそれらのほとんどと関税同盟を形成する見込みはない(すなわちEC加盟を認める見込みはない)。米加自由貿易地域をみると、メキシコへの拡大はあったが、関税同盟への進展は今のところ検討されていない。米国の行政府と議会の憲法上の権限関係および政治的關係を考えると、非常に遠い将来は別にして、上記のような制約を課す関税同盟の形成を議会が承認する可能性は低い。ASEAN自由貿易地域についてみれば、紛争処理手続について明確な義務の規定を置けなかったこと表れているように、現在のところ、加盟国に上記の制約を受け入れる準備があ

ると思えない⁽³⁴⁾。関税同盟への進展は、現在進められている政治、経済、社会のさまざまな分野における協力と調整が十分円滑に進められた後に、その可能性を検討できるだろう。

ガットの下で自由貿易地域を形成するための要件は、第24条4項で規定された目的にそって規定されている。第1に、域外国に適用される関税その他の通商規則が、自由貿易地域の形成前より高度なものか制限的なものであってはならない(24条5項(b))。第2に、構成国(域内)の原産品について、構成国間の関税その他の通商規則が実質的にすべて廃止されていることである(同条8項(b))⁽³⁵⁾。

第1の域外諸国に対する規制に関しては、ASEAN各国が従来からの通商規制を継続する限り、充たしているといえる。問題は、第2の構成国間の通商規制の撤廃である。

上述のとおり、ASEAN自由貿易協定は、加盟国間の関税率を最終的に0～5%に引き下げることとされている。米国やECの平均関税率は約5%であり、日本の場合は、3%台であることを考えると、5%の関税を認めることが実質的にすべての廃止に当てはまるかは疑問となろう。また、農産物を対象から除外していることや⁽³⁶⁾、少なくない数の除外品目を認め、8年後の見直しがあるとしても、除外品目の削減を義務付けていない点も問題となる。以上の問題は、廃止に向けた具体的計画および日程を含んでおらず、妥当な期間に自由貿易地域を形成するための計画および日程を含むものとする中間協定の要件(24条5項(c))をも充たしていない。したがって、ASEAN自由貿易協定をガット第24条に規定する自由貿易地域として正当化することは困難である。

ただし、ガット第24条10項は、要件に合致しないものであっても締約国団の3分の2の多数によって承認することができると規定している。したがって、ASEAN自由貿易協定も承認を前提として第24条による正当化の可能性を有している。

ガットは、1979年に、1976年のASEANのPTAを承認している⁽³⁷⁾。その

決定では、第24条への言及はないものの、ガットの公式資料集の中では関税同盟および自由貿易地域の項で掲載されているため、第24条10項に基づいて承認されたかのような印象を与える。しかし、ASEANのPTAについて審議した作業部会報告⁽³⁸⁾では、第24条との整合性を問われたASEAN代表が、ASEAN諸国は、発展途上国間の貿易拡大のための取極の進展過程にあるため、将来関税同盟または自由貿易地域を形成するか否かを現時点で述べるのは不可能であると答えている⁽³⁹⁾。同じ作業部会において米国代表は、承認決定は第25条5項(義務免除：いわゆるウェーバー)に基づくものとの理解を示した⁽⁴⁰⁾。承認の根拠について作業部会の明確な判断は下されていないが、第24条10項は、但書で、「その提案は、この条の規定の意味における関税同盟の組織又は自由貿易地域の設定のためのものでなければならない」と規定しているため、PTAが第24条10項に基づいて正当化されたと考えることは困難であろう。

ASEAN自由貿易協定は、自由貿易地域の形成を明示しており、PTAの場合とは異なって、第24条10項に基づく承認を得ることは可能であろう。第24条10項を根拠に正当化されるのか、第25条5項(ウェーバー)を根拠に正当化されるのかは、その議決要件が異なっているため、法的に重要な問題である(前者は3分の2、後者は締約国の半数を含む3分の2で、後者の方が厳格になっている)。もっとも、ガット締約国団の決定は、コンセンサスで行うことが慣行となっており、締約国の半数以上が出席していれば、実際には違いがない。

2. 発展途上国のための例外

第二次世界大戦後、貿易秩序確立のため、国際貿易機関(ITO)の設立交渉が行われた。最終的に採択されたITO憲章草案には、投資の問題も含めた発展途上国の経済発展のための規定も設けられたが、米国議会で、保護主義勢力のみならず、発展途上国のための特別規定に反対する自由主義勢力の支持も得られなかった。このためITO憲章は批准されず、発効せずに現在にいた

っている。ガットは、ITOが設立されるまでの暫定的な協定として締結されたため、関税交渉の実施と貿易自由化のための規定を中心として構成されており、発展途上国のための特別規定は、経済開発に対する政府の援助を規定する第18条だけが挿入された⁽⁴¹⁾。

戦後のアジア・アフリカ地域の植民地独立の結果、ガットでも発展途上国の加盟が増加し、発展途上国はその要求を増大させていったが、当初は大きな影響力を持ちえなかった。しかし、1960年代に入ってその数が急増すると、それにしただがって発言力も増大し、国連におけるUNCTAD(国連貿易開発会議)の設立とそこでの議論を背景に、ガット第四部の新設が実現した。

この間の発展途上国の努力⁽⁴²⁾は、発展途上国に特別の取扱い(特惠待遇)を認めさせることに注がれていたが、現実には、先進国に対する積極的かつ具体的な権利を規定するにはいたっていない。第四部の規定自体、先進国による可能な最大限の実施(37条1項)、先進国によるあらゆる努力、協力あるいは検討を要求する(同条3項)といった形で規定しているにすぎない。関税交渉における相互主義を期待しないことは合意されたが(36条8項)、特惠待遇についてはなんらの言及もない。したがって、これらの規定は、先進国が自ら進んで発展途上国に利益となる措置、すなわち発展途上国が関心を有する産品に関する自由化措置を採用することを求める規定ということができ、そうした措置が特惠的に適用されることを認めることまでは、明示的に規定していない。特惠関係について言及がない点は、発展途上国間関係についても同様である(37条4項参照)。したがって、ガットが第四部を新設したことによって発展途上国間特惠を含めた発展途上国に対する特惠待遇を正式に認めたと断定することは困難といえる。

ガットにおける発展途上国間特惠の承認は、1967年に締結されたインド、ユーゴスラビアおよびアラブ連合共和国間の通商協定に始まる⁽⁴³⁾。その後ガット締約国は、発展途上国間特惠の問題を検討し、1971年に発展途上国間貿易交渉に関する議定書(Protocol Relating to Trade Negotiations among Developing Countries)に合意し、同年、第25条5項(ウェーバー)による義務

免除を決定した。同時に、第2回 UNCTAD で合意された一般特惠制度 (GSP) についても、10年の期限でウェーバーが付与された⁽⁴⁴⁾。一般特惠制度を含む発展途上国に対する特別待遇は、1979年、東京ラウンドにおける枠組み協定の中の授權条項 (決議の名称は「異なるかつ一層有利な待遇ならびに相互主義及び開発途上国のより十分な参加」)⁽⁴⁵⁾として知られる決定によって、恒久的な合法化がはかられ、現在にいたっている。

ここで注意すべきことは、1971年の議定書は、締約国が他の議定書締約国すべてに自国の譲許を適用すべきことを規定しており (1項)、締約国の一部だけで特惠関係に入ることを正当化するものではない⁽⁴⁶⁾。一般特惠制度は、発展途上国に対して先進国が特惠待遇を付与する制度で、発展途上国間の特惠関係を認めるというものではない。しかし、東京ラウンドで合意された授權条項は、発展途上国間の地域的取極をも認めており (2項(c))、そうした制約は解消された。つまり、個別的な承認を得ることなく、発展途上国間の地域的特惠取極が認められるということである。

以上の点から ASEAN 自由貿易協定についてみると、発展途上国間の地域的取極として、授權条項によって正当化されることに問題はない。授權条項によれば、地域的取極を実施する締約国は、締約国団に当該措置を通報し、適当と認めるすべての情報を提供しなければならない (4項(a))⁽⁴⁷⁾。そして、この協定に関する問題のガットでの検討は、貿易開発委員会で行われることになる。PTA の場合には、ガット上の根拠を明示することなくその実施を承認されたが、ASEAN 自由貿易協定の場合は、特にその承認自体も問題とされず、貿易開発委員会において、授權条項によって正当化される旨が述べられているだけである⁽⁴⁸⁾。

しかし、問題がまったくないわけではない。それは現在のところ表面化していないが、シンガポールの地位に関連する。他の ASEAN 諸国と異なり、シンガポールはアジア NIEs に数えられ、一定の経済発展を遂げた国である。先進国の側からみれば、そうした国が発展途上国として地域的特惠取極の構成国となることに、批判が生じる可能性があるだろう。

特に米国など、アジア NIEs の「卒業」⁽⁴⁹⁾を要求している国からは、今後シンガポールの「卒業」と ASEAN 自由貿易地域からの離脱という要求が出る可能性がある。もちろん、シンガポールは自由貿易国家として世界でも最も市場を開放している国の一つであるため、他のガット締約国にとっては批判しづらい国であり、その可能性が非常に低いことは確かである。ただ、法理論的には、このような問題が存在し、ASEAN 地域が域外国にとって成長の可能性のある魅力的な地域であるだけに、将来的には問題にされる可能性は否定できない。

さらに、ブルネイは石油収入などにより経済的に豊かな国であるし、将来、タイやマレーシア、インドネシアなども、経済発展の結果「卒業」要求の対象になってくれば、この問題が拡大して顕在化する可能性もあろう。

もう一つ問題として指摘しておきたい点は、貿易以外の分野に関する問題である。近年、ASEAN 諸国は、欧米諸国と人権問題をめぐって対立が頻繁に起きている。日米通商摩擦の経緯をみれば理解できるように、貿易の問題は、国内のさまざまな問題に直接・間接に結びついている。人権問題は、国際社会において道徳的に最も説得力ある（誰も否定できない）交渉材料といえる。ASEAN 地域が経済的に発展し、欧米諸国との通商摩擦が増大すれば、当然に経済問題と人権問題をリンクさせた欧米各国の批判が強まるだろう。したがって、ASEAN としては、西欧の人権概念を批判するだけでは不十分で、国際社会が納得するような形で、東南アジア的人権概念の提示およびその制度的実現の努力を必要としている⁽⁵⁰⁾。さもないとすれば人権擁護のサボタージュとしかみられず、それは、欧米諸国による輸入規制などの措置の格好の根拠となろう。

このことは、人権問題のみならず、域内のさまざまな問題にも通ずることである。その意味で、域内における政治的、経済的、社会的、文化的な協力や調整とともに、域外との協力調整が必要となろう。

おわりに

以上みてきたことから、まとめとして次の点を述べて結びとしたい。

まず域内協力の現状についてであるが、ASEAN自由貿易協定の締結は、緩やかな連合体であったASEANが、より強固な地域的機構に変化する可能性を示す第一歩であったといえよう。1979年にPTAのガット審査の場でASEAN代表は、自由貿易地域の形成にいたるか否かを述べるのは不可能である、と発言した。ところが、その13年後、自由貿易協定が締結され、不十分とはいえ、加盟国すべてが関税引下げスケジュールの実施を開始している。経済統合による利益をさらに拡大しようとするなら、より強固な統合が必要となるが、同時に加盟国にとって経済統合による制約も拡大するだろう。これを受忍できないならば、現状維持もしくは後退を選択しなければならない。

ASEAN諸国は、1976年にPTAが締結されてから1980年代の半ばまでは、現状維持の選択をしたのか若干の停滞があったものの、1987年以降は統合強化の道を歩んできた。今後も統合をより強化する方向で進むか否かは必ずしも明確ではないが、少なくとも、ASEAN自由貿易協定の実施とそこで規定された自由貿易地域の形成に向けた努力は継続されるだろう。単一市場の形成は、貿易に直接間接に関連するさまざまな分野の協力の必要性を増大させ、加盟国間のより密接な関係を創り上げる。従来、加盟国は各自の国内市場を前提として政策決定を行ってきたのに対して、今後は徐々に、ASEAN市場を前提とした政策決定に移行することが求められるようになる。現在、自由貿易協定形成のための努力と並行して産業協力、国内規制の調整等が進められているが、これまで以上にその動きは加速されることになろう。そうした意味で、ASEAN自由貿易協定とPTAは、決定的に異なる性質を有しているのである。

その過程で、加盟国がさまざまな制約を受忍できないとなれば、ASEAN

自由貿易協定は失敗に終わるが、利益と不利益が均衡していれば、とりあえず自由貿易協定の目的は達成されるだろう。さらに利益が不利益にまさるとき、ASEAN 諸国が利益を拡大しようと判断すれば、より一層の統合強化が進められ、関税同盟の設立にいたる可能性もある。

いずれにせよ、ASEAN 自由貿易協定は、そうした試みを実際に実施する法的な基礎を提供したものであるということが出来る。その過程で重要になるのが、紛争処理手続である。一部の加盟国が不利益を受忍できないと判断した時、その離脱と全体への波及を防止するのに実効的な紛争処理手続は、不可欠である。その意味で、ASEAN 自由貿易協定の規定では不十分であり、なんらかの形で追加的合意が必要であろう。

次に、国際貿易秩序における位置付けである。ASEAN 自由貿易協定のガット整合性については、東京ラウンドの授権条項によって正当化され、問題は生じない。しかし、今後の発展を考えると、将来的にも発展途上国間特惠取極としての地位を維持できるのかは、問題の残るところである。現在のシンガポールの地位も問題となるが、それ以上に、発展途上国の中でも急成長を遂げている ASEAN 諸国に対して、このままの成長を続ければ、当然のことながら「卒業」の問題が持ち上がってくる可能性がある。

こうした問題について、今のところガットに前例はない。ASEAN としては、自由貿易地域の完成度を高める努力をすることによって、こうした問題を回避するのが最も現実的な方法であるように思われる。というのも、自由貿易地域が例外として認められる要件の充足について、ガットはかなり寛容な態度を採ってきた。農産物の除外については、EFTA の前例があり、域内諸国間の関税率も 0% に引き下げる目標を掲げることによってクリアできるだろう⁽⁵¹⁾。残る問題は、除外品目の存在であるが、これも削減や撤廃の方向性を明確に打ち出せばクリアできる。

ASEAN 自由貿易協定の規定を見る限り、以上で述べた改善はそれほど困難なことではない。ASEAN 自由貿易協定は、1980年代以降の先進国におけるブロック化や保護主義の高まりに対応して、ASEAN 諸国が統合強化の必

要件を認識したことから生まれてきた。そうした環境が近い将来も持続しそのような状況の下で、ASEAN 諸国は、域内の統合強化に進まざるを得ない。その延長線上で、上記の改善が必然的に要求されることになる。

ただし、不確定要素として、ウルグアイ・ラウンド以降ガットに代わる世界貿易機構 (WTO) が地域統合に対してどのような態度をとるかという問題がある。上述の地域統合に対するガットの寛容な態度は、第24条の要件・手続きの曖昧さとコンセンサスを前提とした議決や紛争処理手続の下での態度であった。しかし、ウルグアイ・ラウンドでは、「第24条の解釈に関する了解事項」⁽⁵²⁾が採択され、要件や手続きが以前よりも明確にされた。さらに紛争処理手続への付託も明記されている。また、WTO は、議決において多数決を採用し⁽⁵³⁾、紛争処理手続を従来よりも大幅に強化してネガティブ・コンセンサス (すべての締約国が反対しない限りパネルを設置し、その報告を採択する) を導入したため、パネル判断の採択を阻止することがほとんど不可能となった。問題は、締約国の意思と WTO の紛争処理手続の中で、先例がどの程度尊重されるかにかかっている⁽⁵⁴⁾。

最後に、自由貿易協定の成功によって ASEAN 諸国の経済力が増大すれば、それに応じて人権その他の国内問題について諸外国の批判が強まることを、ASEAN 諸国は十分認識しておく必要がある。

【注】

- (1) 村瀬慎也「ASEAN 国際法—域内協力体制の法形態」、安田信之編『ASEAN 法—その諸相と展望』、アジア経済研究所、1987年、pp.24-28, 37-38；山影進『ASEAN—シンボルからシステムへ』、東京大学出版会、1991年、pp. 239~242。
- (2) 山影、前掲書、pp.23-122 (特に pp.114~115)
- (3) ASEAN Secretariat, *ASEAN Documents Series 1991-1992*, 1993, pp.11-14.

- (4) 山影, 前掲書, pp.156-157, 303; S. Tiwari, “Legal Implications of the ASEAN Free Trade Area in Singapore”, in *The Sixth General Assembly and Conference ASEAN Law Association, Papers Presented at the Workshops of the Assembly* (hereinafter cited as *ASEAN Law Association*), November 30-December 4, 1992, Manila, p.210.
- (5) ASEAN Secretariat, *ASEAN Documents Series 1967-1988*, 1988, pp.36-38. (邦訳: 香西茂他編『国際機構条約・資料集』, 1986年, pp.290-292)
- (6) 香西他編, 前掲書, pp.289-290.
- (7) *ASEAN Documents Series 1967-1988*, pp.293-299.
- (8) Gerald Tan, “Asean Preferential Trading Arrangements: An Overview,” Noordin Sopiee ed., *ASEAN at the Crossroads*, 1987, pp.63-69.
- (9) *ASEAN Documents Series 1967-1988*, pp.302-304.
- (10) *Ibid.*, pp.310-313.
- (11) PTAの実施についてフィリピンの例をみると, 1985年を基準に ASEAN 域内貿易全体に対する除外品目の数量と価格の割合は, それぞれ1988年の25%と76%から1992年の18%と72%に減少しているが (Joseph Sedfrey S. Santiago, “The ASEAN Free Trade Area (AFTA): Preliminary Legal Implications for the Philippines (Annex 1)”, in *ASEAN Law Association*, p.202.), 議定書に規定された目標を満たしていない。
- (12) ウォン・シュアン・ヤン「ASEAN の設立と機能変化」, 糸賀滋編『動き出す ASEAN 経済圏-2008年への展望』, アジア経済研究所, 1994年, pp.53-55.
- (13) *ASEAN Documents Series 1991-1992*, pp.16-20.
- (14) ASEAN Secretariat, *ASEAN Economic Cooperation for the 1990s: A Report Presented for the ASEAN Standing Committee*, 1992, Philippine Institute for Development Studies, pp.7-8, 12-13; ウォン・シュアン・ヤン/北村かよ子「AFTA (ASEAN 自由貿易地域) 構想-目的とその効果」, 糸賀編, 前掲書, pp.60-64.
- (15) 第6回 ASEAN 法協会総会に提出されたペーパーにおいて, 多くの代表が世界各地における地域統合の進展に言及し, ASEAN 諸国の経済統合の必要性を強調している (T. Mulya Lubis, “Legal Implications of AFTA: An Indonesian Perspective,” in *ASEAN Law Association*, p.171; J. S. Santiago, supra note (11), p.200; S. Tiwari, supra note (4), pp. 207-208; Lwan Thanadsillapakul, “The Legal Implications of AFTA with Special Emphasis on Harmonization of ASEAN Tax Law”, in *ASEAN Law Association*, p.222.)。

- (16) 古河英一「東アジアで激突するアメリカと日本—東アジア経済協議体構想をめぐって」、『貿易と関税』1992年2月号, pp.22-24.
- (17) ASEAN首脳によるシンガポール首脳会議での発言は、国際環境の変化に対するASEANの対応の一つとして域内貿易の自由化による市場の拡大、経済発展の必要性を強調している。S. Tiwari, *supra* note (4).
- (18) T.M. Lubis, *supra* note (15), p.174. ASEAN諸国の外国投資受入額の推移については、ウォン・シュアン・ヤン/北村かよ子、前掲論文, pp.62-63の表を参照のこと。
- (19) ASEAN Secretariat, *The AFTA Reader*, November 1993, p. 1.
- (20) *Ibid.*, p.2.
- (21) 現行20%の関税率を0—5%に引き下げる期間は、ASEAN自由貿易協定の規定からは明確ではないが、*AFTA Reader*に掲載された注解とそれに基づく事務局の説明では、10年以内となっている。*Ibid.*, pp. 3, 45.
- (22) 早期引下げ計画の対象となるのは、植物油、化学製品、肥料、ゴム製品、パルプ・紙、木製・籐製家具、宝石類、セメント、医薬品、プラスチック製品、皮革製品、繊維、陶器・ガラス製品、銅線カソード、電子機器の15品目である。*Ibid.*
- (23) *Ibid.*, p.6.
- (24) *Ibid.*
- (25) *Ibid.*, p.11 and table 2, table 8, pp. 21, 26.
- (26) cf. *ASEAN Documents Series 1967-1988*, pp.305-307.
- (27) 第6回ASEAN法協会の総会では、質疑でCEPTからの産品除外が通例になっては協定の目的が否定されてしまうとの認識が示され、締約国が除外を通例とすべきではないと提言されている。ASEAN Law Association, *Newsletter* (Magazine of the ASEAN Law Association), Jan.-June, 1993, p.10.
- (28) ガットパネル手続きにおいて、カナダの外国投資審査法が国産原材料の利用を要求するのは内国民待遇原則に反すると判断されている。GATT, *Basic Instruments and Selected Documents*, 30th Supplement, 1984 (hereinafter cited as GATT, *BISD*, 30th Supp., 1984), pp.140-168. このパネル報告は、先進国間(米国とカナダ)の紛争であり、途上国の投資法に関しては別の考慮を払わなければならないとしていたが、ASEAN諸国がこうした問題を非関税障壁の撤廃から除外する意図を有していたのか否かは不明である。第6回ASEAN法協会総会において、インドネシアのルビス(Lubis)は、CEPT実施の過程で、非関税障壁が最も重要な問題であると指摘し、仲裁等の紛争処理手続の検討を提言している(*Newsletter*, *supra* note (27))。

- (29) 第6回 ASEAN 法協会総会では、EC を念頭において、組織的に事務局の強化を図る意見も出されている (*Newsletter*, supra note (27), p.10).
- (30) *The AFTA Reader*, supra note (19).
- (31) このような認識は、第6回 ASEAN 法協会総会でも示された (*Newsletter*, supra note (27)).
- (32) J.S.S. Santiago, supra note (11).
- (33) 村瀬, 前掲論文, p.31.
- (34) もちろん, ASEAN 内部における議論においては、関税同盟への発展を求める見解も存在している (cf. *ASEAN Economic Cooperation for 1990s*, supra note (14)).
- (35) 関税同盟および自由貿易地域形成の要件に関する詳細は、拙稿「GATT 体制における地域経済統合」法律論叢第62巻4・5・6号, 1990年, pp.225-265を参照のこと。
- (36) EFTA (ヨーロッパ自由貿易連合) の設立に際しても、農業分野を除外していたことから問題とされたが (*BISD*, 9th Supp., 1961, p.83, para. 48), 結局、結論を出さずに検討を継続することとされた (*Ibid.*, p.87, paras. 59-60)。地域統合に関するガットの規律は、非常に緩やかなものである。詳細は、拙稿 (注35) 参照のこと。
- (37) GATT, *BISD*, 26th Supp., 1980, pp.224-226.
- (38) *Ibid.*, pp.321-326.
- (39) *Ibid.*, p.324, para. 12.
- (40) *Ibid.*, p.326, para. 21.
- (41) ITO 憲章およびガット起草過程の詳細は、佐分晴夫「国際貿易機構憲章と『発展途上国』」, 『国際法外交雑誌』第77巻2号, 1978年, pp.1-40; J.H. Jackson, *World Trade and the Law of GATT*, Virginia, Michie, 1969, pp.35-57 参照のこと。
- (42) ガット設立以降の発展途上国の扱いについての詳細は、R.E. Hudec, *Developing Countries in the GATT Legal System*, London, Trade Policy Research Centre, 1987 (邦訳: 小森光夫編訳『ガットと途上国』, 信山社, 1992年) を参照のこと。
- (43) 小森編訳, 前掲書, p.226(用語解説)。ガットにおける承認の決定は、GATT, *BISD*, 16th Supp., pp.17-19 に掲載されている。
- (44) 議定書のテキストは、GATT, *BISD*, 18th Supp., 1972, pp.11-18 に、ウェーバーの決定は、*Ibid.*, pp.26-28 に、一般特惠制度に対するウェーバーの決定は、*Ibid.*, pp.24-26 に掲載されている。

- (45) GATT, *BISD*, 26th Supp., 1980, pp.203-205.
- (46) この議定書は、1992年現在で15カ国によって批准されており、パラグアイが署名後、国内手続きの完了を待っている。ASEAN 諸国では、フィリピンのみが署名しているが、批准していない。GATT, *BISD*, 39th Supp., 1993, p. 457, para. 2.
- (47) ASEAN 事務局が発行した *AFTA Reader* では、ガット第四部（第4条とあるが、誤植であろう）に基づく通報を行った旨の記述があるが、それは誤りである（*The AFTA Reader*, supra note (19), p.7）。
- (48) GATT, *GATT Activity 1992*, 1993, p.102.
- (49) 「卒業」の詳細については、Hudec, supra. note (42), pp.196-201（邦訳：pp. 214-219）参照のこと。
- (50) 本書の第2章（「アジアの人権問題」）参照のこと。
- (51) 上記注（36）および注（35）を参照のこと。
- (52) Interpretation of Article X XIV of the General Agreement on Tarrif and Trade 1994, MTN/FA II-A1A-1 (d).
- (53) ガットも規定上多数決を採用しているが（第25条3～5項）、コンセンサスによる議決が慣行となってきた。WTOがその慣行を引き継ぐか否かは、不明である。しかし、あらためて多数決による議決を規定した以上、それを実施する可能性もあるとみるべきであろう。
- (54) ECの地中海柑橘類特惠事件において、ガットパネルは、自由貿易協定の整合性は、第24条7項の手続きでのみ決定できる事項であり、作業部会が結論を出せなかった事項について、パネルは判断できないとして、法的判断を回避した（*GATT Doc.*, L/5776, 7 Feb. 1985）。しかし、このパネル報告は、無違反無効化を認めたため、ECの反対にあって採択されなかった。上述の「了解」が実施されれば、少なくとも、パネルの判断回避と報告が採択されないという事態は生じないことになる。